

平成 26 年度 第 4 回 成田市保健福祉審議会

1 開催日時

平成 27 年 3 月 13 日（金） 9：30～10：30

2 場所

成田市役所 行政棟 6 階 大会議室

3 出席者

審議会会員 8 名（欠席 7 名）、事務局

4 議題（要旨）

- (1) 成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）
- (2) 成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について（答申）
- (3) 成田市総合保健福祉計画の策定について（諮問）
- (4) 成田市第 4 期障がい福祉計画の策定について（諮問）
- (5) 成田市第 6 期介護保険事業計画の策定について（諮問）

5 議事

事務局：定刻となりましたので、ただ今から、平成 26 年度第 4 回成田市保健福祉審議会を開催いたします。まず初めに、事務局を代表して金崎福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

金崎部長：皆様、おはようございます。平成 26 年度の第 4 回成田市保健福祉審議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また今日は朝早い中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、本市の保健福祉行政の推進に、格別のご尽力を賜り、この場を借りましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。本日は、子ども・子育て支援事業計画及び歯と口腔の健康づくり計画につきましての答申を頂きたいと存じます。また、総合保健福祉計画、第 4 期障がい福祉計画、第 6 期介護保険事業計画についての諮問をさせていただきたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、2 年間にわたり、貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに感謝を申し上げます。また、成田市が、さらに住み良い市となるよう、引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、本日、亀山会長が欠席となりましたので、青木副会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。青木副会長、お願いいたします。

副会長：皆様、おはようございます。大体、副会長というのは、のんびりできるものだと思っておりましたが、最後の最後にして、こういった形になるとは思いませんでした。今日が、ある意味で我々の役員任期の最後でございますので、皆さんの忌憚のないご意見を頂きながら、会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは、審議会設置条例第6条及び第7条によりまして、今後の議事進行は青木副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長：それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。議題に入らせていただく前に、公開についてご報告いたします。本日は、傍聴人がございませんので、これより議事に入りたいと思っております。それでは、まず、議題（1）「成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について」ですが、子ども・子育て支援部会が審議されましたので、部会長を務めております私のほうから報告をさせていただきます。

（1）成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

副会長：成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について答申。

金崎部長：ありがとうございました。

副会長：次に、議題（2）「成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について」答申をいたします。答申案について、内容を読み上げさせていただきます。

（2）成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について（答申）

副会長：成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について答申。

金崎部長：ありがとうございました。

副会長：次に、議題（３）「成田市総合保健福祉計画（案）について」、諮問をお願いします。

（３）成田市総合保健福祉計画の策定について（諮問）

金崎部長：よろしくをお願いします。

副会長：ただ今、諮問を頂きましたが、説明がございましたら、よろしく願いいたします。

事務局：成田市総合保健福祉計画策定について説明。

【質疑】

副会長：ただ今、事務局から説明がありましたが、成田市総合保健福祉計画案についての諮問の説明で、何かご意見やご質問がございましたらお願いします。今まで大体審議されていることが、いろいろ諮問として上がってきています。今まで疑問に思ったことがあれば、いろいろお話を頂ければと思います。

A委員：質問です。1つ目は、20ページの「緊急通報装置の貸与について」、例えば貸与装置ですけれども、高齢者が緊急時にスイッチを押せば通報ができるということなのではないでしょうか。障がい者に対しても、その幅を広げていただくことは可能でしょうか。もう1点は、手話通訳者の依頼の場合ですが、市役所の窓口に来て申請する方法と、ファックスで申請する方法があるのですが、携帯メールをその方法に追加することはできないでしょうか。以上、2点の質問です。

事務局：それでは緊急通報の障がい者の部分ですけれども、これは高齢者だけではなくて、障がいのある方であっても、単身で一人暮らしされていれば、この装置の貸与の対象になります。応募していただければ、そういう基準に従って貸与するようになりますので、よろしくをお願いします。

A委員：手話通訳の申請の方法が、現在はファックスと、実際に窓口に来てという方法になっているのですが、メールを使って申し込みができるということができないでしょうかという質問でした。

事務局：現状ではファックスが一番ご利用されているわけですが、もちろん、課のアドレスのメールのほうにお寄せいただいても手話通訳の方の派遣は可能でございますので、そういうご利用のほうをお考えいただけたらと思っております。

A委員：分かりました。それについては、まだ公表はされていないのですね。聞こえない人に通知していないですね。

事務局：もしこれが十分でないということであれば、これから、ファックスに加えましてメールでのご利用も可能というご案内をしてみたいと思います。

A委員：分かりました。

副会長：よろしいですか。それでは、この答申の作成については、亀山会長に委任するというところでよろしいですか。

委員一同：異議なし。

副会長：では、そのようにさせていただきたいと思います。では、亀山会長にあとは一任という形になります。よろしく願いいたします。次に、議題（４）「成田市第４期障がい福祉計画（案）について」、諮問をお願いいたします。

（４）成田市第４期障がい福祉計画の策定について（諮問）

金崎部長：よろしく願いいたします。

副会長：成田市第４期障がい福祉計画の策定についての諮問書の読み上げ。先ほどは、読み上げなくて失礼しました。それでは、こちらについて、ご説明がございましたら、よろしく願いいたします。

事務局：成田市第4期障がい福祉計画の策定について説明。

【質疑】

副会長：今、ご説明がありましたけれども、何かそれに加わること、B委員、それでよろしいですか。

B委員：はい。

副会長：その他のほうで、何かいろいろお気付きの点がありましたらお願いします。

A委員：47 ページに「意思疎通支援事業」というのがありますが、手話通訳、要約筆記、声の広報の3つが挙げられております。もう少し、その辺りを幅広く、点字や知的障がいの方のコミュニケーションの方法。例えば、情報コミュニケーション支援というふうな言い方に変えたほうが、幅広く対応できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局：ご指摘の件ですが、これはどうしても、千葉県の聴覚者協会の考え方と整合をとっていかないと、その辺の方法をどうやってこの計画の中に書き込むかというのが、一つあるかと思しますので、まだその辺が進んでいない状況の中で、この計画においてそういった文言を本当に使用していいのかというのがございます。これは、この計画がまた、さらに3年ではありますけれども、PDCAというサイクルで回していきますので、そのときにそういう状況になれば、ここの部分を、もしかしたら表現を変える、あるいはもっと踏み込んだところを入れていくというような、そういったことも考えられることですので、現時点ではこの表現でやらせていただければと思います。

A委員：やむを得ないですね。それと、54 ページの実績のところですが、手話通訳・要約筆記事業の利用者の数ではなくて、実績の場合は依頼をした件数のほうがいいのではないかなと思うのです。これだと、すごく少なく見えてしまうのです。それと、54 ページの現状と課題のところ。「悩みや困りごとがあっても気軽に相談できない場合があり、手話通訳者を増やしてほしい」と書いてあるのですけれども、手話通訳者は相談員ではないという位置付けだと思います。そ

ういう意味では、この表現はどうかと思います。

事務局：54 ページの「意思疎通支援事業」の実績値のところのお話かと思いますが、こちらの手話通訳の方の表を置いておりますけれども、そこは手話通訳者の職員の人数的なところを入れております。手話通訳者・要約筆記の派遣事業の利用者ということで、年間延べであれば載せることは可能でございますが、むしろ、そういう載せ方よりも、今現在、これを必要とされている方がどれだけいるのかという観点から、こちらのほうは整理をしたところでございます。同じく、「声の広報配布事業」についても同様でございます。それから、現状と課題の中の手話通訳者を増やしてほしいというのが、最後のところにあるわけですが、確かに手話通訳者の方は、ケースワーカーではありませんので、そういった悩みであったり心の相談は、手話通訳者の方にされてもできない話でございますので、これはあくまで意思疎通支援事業の中でありますから、そこは別に、そういう悩みを抱えた、困っている方、そういう方が気軽に相談できるように、ケースワークの仕事をしている専門職の方との間を取り持って、その辺を円滑にしているという事業の目的に沿ったようなことで、現状と課題も、そういうふうな考えで整理をしたところでございますので、ご理解をいただければと思っております。

A委員：分かりました。手話通訳者を増やすという意味はよく分かるのですが、そこと手話通訳が相談を受けるという、誤解されるような表現は考えていただきたいと思います。

事務局：分かりました。ここは誤解を生まないように、可能な限りそういう適切な表現にしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

A委員：よろしく願います。

副会長：ありがとうございました。それでは、今、いろいろな意見を頂きましたので、この答申の作成につきましては、亀山会長に委任をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

副会長：それでは、それで進めていきたいと思います。次に、議題（５）「成田市第６期介護保険事業計画（案）について」、諮問をお願いいたします。

（５）成田市第６期介護保険事業計画の策定について（諮問）

金崎部長：よろしくをお願いいたします。

副会長：成田市第６期介護保険事業計画の策定についての諮問書読み上げ。
それでは、それにつきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局：成田市第６期介護保険事業計画の策定について説明。

【質疑】

副会長：説明、ありがとうございます。それでは、今のこの諮問につきまして、ご意見がございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。見ていただいて、ございましたらお願いいたします。ご意見がないようでしたら、またこの答申につきましては、亀山会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員一同：異議なし。

副会長：その間にいろいろあれば、会長のほうにどんどん言っていただければと思います。よろしくをお願いいたしたいと思います。それでは、これで本日の議題は全部終了いたしました。

事務局：すみません。先ほど高橋委員のほうからご指摘があったところですが、この場で追加の表現をさせていただければと思っています。先ほどの第４期障がい計画の５４ページをお開きいただきたいと思います。５４ページの現状と課題の下から２行目のところですが、「相談できない場合があり、手話通訳者を」というところですが、ここの「場合があり」の次に、「必要なときに適切なコミュニケーションがとれるよう」という文言を加えさせていただきたいと存じます。これでＡ委員、よろしいでしょうか。

A委員：はい。

事務局：ありがとうございました。

副会長：もう大丈夫ですか。なければ、本日の議題は全て終了ということになります。ありがとうございました。

事務局：それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。
委員の皆様、2年間ありがとうございました。

以上

6 傍聴者

なし

7 次回開催予定

未定